

本人確認書類（写）添付台紙

1月1日 時 点 住 所	台東区	フリガナ	
		氏 名	

個人番号（マイナンバー）を記入した申告書を郵送にて提出する際は、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）のコピーを同封していただく必要があります。本人確認書類のコピーを以下の欄に貼り付けていただき、申告書とともに返信用封筒に入れてお送りください。

本人確認書類（写）貼付欄

本人確認書類の **コピー** を貼り付けしてください。
※複数のコピーを重ねて貼り付けしないでください。

個人番号カードをお持ちの方

個人番号カードの表面及び裏面の コピー を貼り付けしてください。
（個人番号カードをお持ちの場合は、1枚で番号確認と身元確認の両方を確認できます。）

（個人番号カードの表面）



（個人番号カードの裏面）



個人番号カードをお持ちでない方

①番号確認書類の コピー と②身元確認書類の コピー をそれぞれ貼り付けしてください。

①番号確認書類

《本人の個人番号を確認できる書類の写し》

- 通知カード(※1)
- 住民票の写し(※2)
- 住民票記載事項証明書(※2) など

※1 記載事項が住民票の記載事項と一致しているものに限る

※2 個人番号の記載のあるものに限る

②身元確認書類

《記載した個人番号の正しい持ち主であることを確認できる書類の写し》

- 運転免許証
- 資格確認書
- パスポート
- 障害者手帳
- 在留カード など

台東区より郵送した申告者の氏名・生年月日・住所の記載がある申告書にて申告される方は、その申告書をもって身元確認書類とすることができます。（コピーは不要）

※貼りきれない大きな書類のコピー（住民票の写しなど）を本人確認書類として提出する場合は、返信用封筒にそのまま同封してください。

申告書提出時の本人確認書類について

平成29年度より、特別区民税・都民税申告書に個人番号(マイナンバー)の記入が必要になりました。また、個人番号を記入した申告書を提出する際は、個人番号の「番号確認ができる書類」と、申告書を提出する方の「身元確認ができる書類」の提示又は写しの添付が必要になりました。申告書を郵送で提出する場合は、本紙裏面に本人確認書類のコピーを貼り付けていただき、同封の返信用封筒で送付してください。なお、扶養親族の方の本人確認書類の提出又は写しの添付は不要です。

●個人番号カードをお持ちの方

個人番号カードをお持ちの場合は、1枚で番号確認と身元確認の両方を確認できます。

●個人番号カードをお持ちでない方

個人番号カードをお持ちでない方は、以下に記載している「①番号確認ができる書類」及び「②身元確認ができる書類」の両方の提示又はコピーの同封をお願いします。

◀ ①番号確認ができる書類(次のうちいずれか1つ) ▶

- 個人番号の通知カード(記載事項が住民票の記載事項と一致しているものに限る)
- 住民票の写し(個人番号記載のもの)
- 住民票記載事項証明書(個人番号記載のもの)

※個人番号通知書は、番号確認ができる書類として使用できません。

+ 及び

◀ ②身元確認ができる書類(次のうちいずれか1つ) ▶

(注) 申告者の個人識別事項(氏名及び生年月日又は住所)が記載されているものに限ります。

(注) 以下の書類は、提示時において期間等が有効なものに限ります。

台東区より郵送した申告者の氏名・住所等の記載がある申告書で申告される方は、下記の身元確認書類の提示又はコピーの同封は不要です。(その申告書の提出をもって身元確認とします。)

- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 旅券(パスポート)
- 在留カード
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳
- 特別永住者証明書
- 国民年金手帳
- 学生証(写真あり)
- 介護保険の被保険者証
- 資格確認書※1
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書
- 社員証(写真あり)

上記書類をお持ちでない場合は、次のうちいずれか2つの書類を提示又は写しの同封をお願いします。

- 学生証(写真なし)
- 社員証(写真なし)
- 納税証明書※2
- 納税通知書
- 特別徴収税額通知書
- 住民票の写し※3
- 印鑑登録証明書※3
- 母子健康手帳※3
- 源泉徴収票
- 退職所得の特別徴収票
- 税金・社会保険料・公共料金の領収書※2
- 戸籍の附票の写し(謄本、抄本も可)※3
- 住民記載事項証明書※3
- 特定口座年間取引報告書
- 株式配当等の支払通知書

※1 写しを添付する際は被保険者等記号と番号等を黒塗りなどで隠した状態にして送付してください。

※2 提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。

※3 提示時において有効なもの又は発行された日から6か月以内のものに限る。